こども家庭庁のホームページの情報を基に作成

2026年4月から子ども・子育て支援金制度が始まります！

2026年4月から**「子ども・子育て支援金制度」**が始まります。この新しい制度は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、すでに始まっている**こども・子育て支援の拡充**を目的としています。

Q 「子ども・子育て支援金制度」とは？

全ての世代や企業が支援金を拠出し、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付等の子育て施策を拡充することで、**こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度**です。

Q いつから始まるの？

2026(令和8)年4月分から医療保険料とあわせて拠出することになります。被用者保険に加入されている方は、**5月給与から支援金の天引きが開始**されます。国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、ご加入の保険者によって徴収開始時期が異なりますが、**6〜7月に納入通知書が送付**され、具体的な支援金額や徴収開始時期が通知されます。

Q 支援金はいくらなの？

子ども・子育て支援金に係る**保険料率（支援金率）は0.23%**です。2026(令和8)年度の個人や世帯の**支援金額（平均月額）の試算**は次のとおりです。※実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。

健保組合・協会けんぽ等	被保険者一人当たり**約550円／月**
国民健康保険	一世帯当たり**約300円／月**
後期高齢者医療制度	被保険者一人当たり**約200円／月**

医療保険制度ごとの年収別試算は、こども家庭庁のホームページからご確認ください。（日本語のみ）
https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido#1

お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター

0120-303-272

受付時間：平日9時から18時

※多言語対応は行っていません。日本語で電話することが難しい場合は、北海道外国人相談センターに相談してください。

